



# 消費者の皆さんへ 牛肉トレーサビリティ制度を 知っていますか！



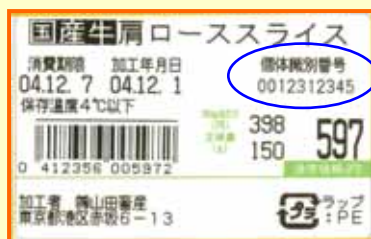
「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」(通称:牛トレーサビリティ法)は、平成15年12月1日から生産段階が施行され、流通段階は平成16年12月1日から施行されました。

この牛肉トレーサビリティ法は、牛が生まれてから「とさつ」及び牛肉となって消費者に届くまで、個体識別番号(10桁)の番号で管理されています。

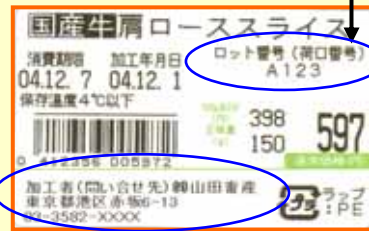
## 食肉販売店では

食肉販売店では、牛肉に個体識別番号の表示が義務化されていますので、牛肉を購入するときは商品のラベル等を見て下さい。

### 表示の例



個体識別番号  
の表示



ロット番号の表

ロット番号で表示を  
するときは、問い  
合わせ先を明記

### パック販売の場合

色シールなどで区別



### 表示ボードの事例



## 特定牛肉とは

国産牛肉(個体識別台帳に記録されている牛から得られた牛肉)であって、卸売り段階における枝肉や部分肉、小売段階における精肉が特定牛肉に該当します。

ただし、ひき肉、内臓や舌、頬肉、くず肉・小間切れ肉と、牛肉を原材料とする製造・加工品や調理品は除かれます。なお、輸入牛肉は対象外となります。

## 特定料理提供者では

特定料理提供事業者のお店では、牛肉料理のメニューに個体識別番号が表示されています。



## 特定料理提供者とは

焼肉・すき焼き・しゃぶしゃぶ・ステーキの専門店

## インターネットでの検索の方法

<http://www.nlbc.go.jp>

### 牛の個体識別情報

個体識別番号	生年月日	性別	種別	母牛個体識別番号
1234567890	H14.05.21	オス	ホルスタイン種	0000654321

飼養県	異動内容	異動年月日	飼養施設所在地	氏名または名称
福島県	出生	H14.05.21	西郷村	家畜改良センター
福島県	転出	H14.05.29	西郷村	家畜改良センター
岩手県	転入	H14.05.29		
岩手県	既存牛の届出	-		
岩手県	転出	H16.03.30		
岩手県	搬入	H16.03.30	紫波町	岩手畜産流通センター
岩手県	と畜	H16.03.31	紫波町	岩手畜産流通センター

携帯電話でも牛個体識別情報検索ができます。  
<http://www.nlbc.go.jp/mobile/>

## お問い合わせ先

九州農政局消費・安全部安全管理課

〒860-8527 熊本市二の丸1番2号

096-353-3561 (内線4535)